

広 情 個 審 第 5 号  
平成 2 8 年 5 月 6 日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 8 月 2 7 日付け広西福第 3 1 5 号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第 2 8 号関係）



本件開示請求内容のうち、2001年3月以前の文書については、既に廃棄している。

また、2001年4月から2011年までの文書については、平成26年1月20日付けの保有個人情報部分開示決定で開示済みであり、それ以外の文書を存在しない。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

当審査会において、鋭意調査したところ、本件開示請求内容のうち、2001年（平成13年）3月以前の文書については、作成から10年以上経過していることが明らかであり、実施機関において、文書取扱規程に従い、既に廃棄したものと認められます。

また、2001年4月から2011年（平成23年）までの文書については、既に平成26年1月20日付けの保有個人情報部分開示決定で部分開示されており、それ以外の文書はないものと認められます。

したがって、実施機関が本件開示請求について、本件不存決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおりに判断するものです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 8. 27	広西福第315号の諮問を受理（諮問第28号で受理）
28. 1. 15 （第1回審査会）	第1部会で審議
28. 2. 23 （第2回審査会）	第1部会で審議
28. 3. 29 （第3回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授